

市立ひらかた病院院内・院外洗濯委託仕様書

1. 目的

本件は、患者に衛生的な診療環境を提供することと病院職員が安全に診療できる環境の整備及び病院経営の効率的な運営を目的とする。

2. 件名 市立ひらかた病院院内・院外洗濯委託

3. 履行場所

- (1) 市立ひらかた病院（枚方市禁野本町 2-14-1）
- (2) 病床数 335 床（一般 307 床、感染床 8 床、緩和ケア 20 床）
- (3) 職員数：528 人（2019 年 4 月 1 日現在、医療職のみ） 一般病床稼働率：78.0%（2018 年度実績） 平均在院日数：9.8 日

4. 契約期間

令和 2 年 10 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日

5. 業務項目

- (1) 院内洗濯（病院購入品の洗濯）
- (2) 院外洗濯（看護衣、白衣、ズボン等の洗濯）

6. 業務詳細内容

- (1) 院内洗濯（病院購入品の洗濯）委託

洗濯機・乾燥機のスペック等

メーカー エレクトロラックス

洗濯機 2 台 W4240H-HP 容量 27 kg

乾燥機 2 台 T5550HP 処理量 30 kg 風量 940 m³/h

① 洗濯対象物

おしぼり、バスタオル、タオル、風呂用足ふきマット、検査着、OP 着、病棟用パジャマ、アイスノンカバー、ミトン、抑制帯、靴下、タオルケット（大・小）、腹帯、心電図モニター送信機袋、体転用枕（小）、体転用枕カバー、分娩着、円坐カバー、包帯（圧縮弾力包帯）、荷台カバー、フェイスタオル、バスローブ、体転用クッション（小）、体転クッションカバー、処置ワゴンの中敷き（月）、じょくそう帯、体転用枕（大・小）、クッション、座布団等

② 予定数量

1ヶ月の洗濯予定数量 6,750 kg

・ 平日 27 kg×10回×23日 6,210 kg

・ 土曜日 27 kg×5回×4日 540 kg

(契約期間内の予定数量 259,704 kg)

③ 洗濯物の回収・搬送・洗濯・返却(月～金)

(ア) 3階手術室

A (9時30分～12時)

1 手術室及び中央材料室に前日に洗濯したものを返却し、汚染洗濯物(OP着、タオルケットなど)を回収し洗濯室に搬送する。

2 洗濯する。(大型洗濯機3回程度)

3 乾燥する。

4 たたむ。(大きく)

5 洗濯済みのものを手術室及び中央材料室に返却するとともに、汚染洗濯物(OP着、タオルケットなど)を回収し洗濯室に搬送する。

B (14時00～16時)

1 洗濯する。(大型洗濯機2回程度)

2 乾燥する。

3 たたむ。(大きく)

(イ) 1階救急外来 (9:30～15:00)

1 救急外来から汚染洗濯物を回収し洗濯室に搬送する。

2 洗濯する。(大型洗濯機2回程度)

3 乾燥する。

4 たたむ。

5 洗濯済みのものを1F救急処置室に返却する。

6 随時、1階救急外来当直室から医師の術衣を回収・洗濯し、週3回程度、まとめて救急外来受付へ返却する。

(ウ) 各病棟 (10:00～16:00)

1 汚染洗濯物(検査着、タオル、毛布、タオルケットなど)を各病棟から回収し洗濯室に搬送する。

2 洗濯する。(大型洗濯機3回程度)

3 乾燥する。

4 たたむ。

5 洗濯済みのものを各病棟のリネン棚に返却する。

(エ) 2階リハビリ室 (16:00～16:30、翌朝 9:00～9:30)

- 1 汚染洗濯物を回収し洗濯室に搬送する。
- 2 洗濯する。(大型洗濯機 1 回程度)
- 3 翌朝、乾燥する。
- 4 たたむ。
- 5 2F リハビリ室に返却する。

(オ) 外来 (8:30～12:00)

- 1 各外来から 9:00 までに洗濯物を回収し洗濯室に搬送する。
- 2 洗濯する。(大型洗濯機 3 回程度)
- 3 乾燥する。
- 4 たたむ。
- 5 各外来に返却する。

(カ) 3階更衣室 (10:00～12:00)

- 1 汚染洗濯物を回収し洗濯室に搬送する。
- 2 洗濯する。(大型洗濯機 1 回程度)
- 3 乾燥する。
- 4 たたむ。
- 5 3階医局に返却する。

④ 土曜日の業務

- 1 救急外来の洗濯物(検査着、タオルなど)を 14:00 頃回収に行き、洗濯・乾燥する。
- 2 金曜日に残った汚染洗濯物の洗濯・乾燥・たたみ

⑤ 支払方法

洗濯対象物 1 kg ごとの単価契約で、洗濯kg数×単価により月締め計算し、出来高により支払います。

(2) 院外洗濯（看護衣、白衣、ズボン等の洗濯）委託 単価契約

① 業務詳細内容

院外洗濯（白衣、ズボン、看護衣等の洗濯）

洗濯対象物（予定数量は契約期間中）

品名	単位	予定数量	品名	単位	予定数量
白衣	1枚	13,824	ベッドカバー	1枚	36
半白衣	1枚	100,332	ベビーホーフ	1枚	72
ズボン	1枚	70,992	検査衣	1枚	36
看護衣	1枚	13,140	検査衣組	1組	2,664
ホーフ	1枚	72	カーテン	1㎡	122,580
シーツ	1枚	792	毛布	1枚	44,424
枕カバー	1枚	2,088	抱き枕	1個	120
ソフトナース	1枚	120	X線透視台マット	1枚	120

- ② 週2回クリーニング対象物の洗濯乾燥等を行い、納品する。業務パターンは下記による。
- 月曜日または火曜日に本院が指定した場所にて洗濯物（白衣、ズボン、看護衣等）を回収し、クリーニング終了後、同週木曜日または金曜日に指定場所へ納品する。
 - 木曜日または金曜日に本院が指定した場所にて洗濯物（白衣、ズボン、看護衣等）を回収し、クリーニング終了後翌週月曜日または火曜日に指定場所へ納品する。
- ③ 業務の遂行に当たっては、本院が指定した場所にて洗濯物を回収し、又納品を行うこと。
なお、回収日又は納品日が祝日又は年末年始に当たる場合は、本院と協議のうえ、別途集配日を定めるものとする。
- ④ 納品数量については、担当職員の検収を受けた後、引き渡すものとする。
- ⑤ 洗濯業務に用いる洗剤・漂白剤及びその他の薬品はすべて品質優良なものを使用するほか、環境面にも留意を行うこと。
- ⑥ 感染の恐れのある洗濯物については、本院の設備で消毒を行ない、引き渡すものとする。

⑦ 支払方法

洗濯対象物ごとの単価契約で洗濯数×単価により月締め計算し、出来高により支払います。

(3) 補修及び弁償

洗濯物の仕上がり等に問題がある場合、本院と協議のうえ再度洗濯を行い、また、必要に応じ、補修等を行うものとする。

受注者の責任において紛失又は破損した場合は、協議のうえ実費弁償を行うものとする。

7. 受注者は洗濯等を行うにあたって、下記に留意するものとする。

- (1) 受注者は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添に定める衛生基準並びに本仕様書により業務を実施するものとする。
- (2) 受注者は、発注者並びに関係官庁の立入検査に応ずるものとする。
- (3) 受注者は、洗濯物の衛生管理に注意し、洗濯物を取扱う従業員の健康診断を半年に1回以上行わなければならない。
- (4) 受注者は、院内の洗濯業務に従事するものの中から、300床以上の病院で洗濯業務に従事した経験年数2年以上の業務責任者を配置すること。また、業務責任者のほかに従事者を複数名以上配置すること。
- (5) 受注者は、天災、地変、人災、倒産等のため、一定期間継続して洗濯業務を行えない場合は、速やかに発注者に通知し、発注者の了解のもとに、責任をもって本契約履行のための措置を講じなければならない。
- (6) 受注者は、院内の清汚洗濯物を搬送するためのランドリーカートや台車を、適正な台数準備すること。
- (7) 発注者及び受注者は、他方に契約不履行又は詐欺、その他不正の行為があると認めるときは、締結された契約を解除することができる。ただし、解除に際し、受注者において保管している購入物品が存するときは、本仕様書による洗濯業務を履行し、受注者に返却するものとする。
- (8) 発注者及び受注者は、信義誠実をもって、この条件を履行しなければならない。この条件に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者・受注者協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、発注者の解釈によるものとする。
- (9) 発注者及び受注者は、信義誠実をもって、この条件を履行しなければならない。この条件に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者・受注者協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、発注者の解釈によるものとする。
- (10) 受注者は発注者から委託された業務について、これを第三者に委託してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- (11) 受注者は業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- (12) 受注者は業務の実施に当たり患者等第三者に損害を及ぼした場合、発注者の責に帰すべき事由による他の、受注者は第三者に損害賠償の責を負わねばならない。
- (13) 受注者は、業務を開始するための準備期間中は、現状の業者より円滑な引き継ぎができ

るように、納品場所の切替や購入物品の引き継ぎなど適切に準備すること。

(14) 契約期間の満了又は契約の解除等で、新たに配置される受注者と交代する場合は、業務一切の引継を必要期間内（1ヶ月以内において受注者が定める。）に、確実に行わなければならない。また、業務受注中に作成したマニュアル等の資料はすべて当院に引き渡すこと。

(15) 本業務に係る運搬に使用する車両については、自動車 NOx・PM 法による車種規制適合車等を使用すること。

8. 従業員の体制

(1) 受注者は本仕様書に記した業務を完全に履行できる知識・経験者と必要数の従業員を確保すること。

(2) 受注者は、業務処理上の責任者を定め、常駐させるものとする。

(3) 病院への常駐時間は日曜日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。（年末年始・祝日を含む）

(4) 受注者は、搬出・搬入に従事する従業員に対し、病院が認めた名札を着用させなければならない。

(5) 受注者は、院内・外を問わず、洗濯、補修、運搬等に従事する従業員の健康管理に努め、労働安全衛生法に基づく健康診断を行うこと。

9. 業務遂行上の注意事項

(1) 受注者は、病院の業務運営に支障を来さないよう院内・院外問わず清潔なリネン等の保有に努め、湿気、鼠害その他破損等については常時必要な措置を講ずるものとする。

(2) 当院は公立病院であり、業務に従事する者は、公的病院の従事者であるという精神をもって業務にあたり、誠意と奉仕の気持ちを忘れないと同時に、患者及び関係者に不潔不快の念や、患者の治療・看護並びに病院運営に支障となる行為は絶対にしてはならない。また、患者のプライバシーに十分配慮し、業務上知りえた病院及び患者の秘密を第三者にもらしてはならない。

10. 損害賠償責任

(1) 衛生管理の欠陥により、病院または第三者に損害を与えたときは、受注者がその責を負うものとする。また、院内・院外での搬出・搬入時の傷害事故等においてもその責を負うものとする。

(2) 受注者は、本業務の実施にあたって、病院又は第三者に損害をおよぼした時は、病院の責に帰す理由による場合のほかは、その賠償の責を負わなければならない。

(3) 前項を担保するため、受注者は業務の履行について損害賠償保険等必要な保険に加入し、契約締結時にその写しを病院へ提出すること。

11. 費用区分

- (1) 受注者は業務で使用する機械、器具、消耗品等を院内必要数常備すること。
- (2) 病院は受注者に以下に掲げる機器・費用等を負担する。
 - ①受注者が使用する更衣室
 - ②本業務に関して病院内で消費される光熱水費
 - ③リネン庫、リネン庫棚
 - ④院内洗濯で使用する洗剤・漂白剤

12. 契約の解除

病院は次の各号に該当する事由が生じた場合、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約に違反し、または本契約に関し病院に著しく損害を及ぼしたとき。
- (2) 受注者が本契約を履行する見込みがないと認めたとき。

13. 受注者交代の場合の経過措置等について

受注者は令和 2 年 9 月 30 日までの受注者と十分に打ち合わせを行い、本契約内容の実施にあたっては、発注者の指示に従い、発注者及び患者に迷惑がかからないようにすること。
また、契約終了時には同様に令和 5 年 10 月 1 日以降の受注者と十分に打合せを行い、発注者及び患者に迷惑がかからないようにすること。

14. その他

- (1) 災害時等（天災、人災とも）において、病院から緊急の対応を求められた場合は、可能な限りこれに対応するものとする。
- (2) 病院内及び病院敷地内は禁煙とする。
- (3) 受注者は委託された業務を第三者に再委託してはならない。
- (4) 受注者は業務上知りえた病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 病院は、受注者による業務遂行状況に不適切な事象を認めたときは、受注者に対し、業務に関する報告を求め、必要に応じて資料提出及び業務改善を求めることができる。
- (6) 受注者は病院が実施する消防訓練及びその他病院が必要と認めた事業に協力すること。
- (7) 受注者は病院が取り組む省エネルギー・二酸化炭素削減に協力すること。
- (8) 従事者は通勤用車両等を病院内の駐車場・駐輪場に駐車しないこと。（ただし、搬入用車両は原則 1 台として、地下駐車場から搬入できる。）

15. 疑義

本仕様書に明記されていない事項で疑義が生じた場合は、別途、協議のうえ定めるものとする。

基準寝具等賃貸借仕様書

1. 目的

本件は、患者に衛生的な診療環境を提供することと病院職員が安全に診療できる環境の整備及び病院経営の効率的な運営を目的とする。

2. 業務名

基準寝具等賃貸借

3. 履行場所

- (1) 市立ひらかた病院（枚方市禁野本町 2-14-1）
- (2) 病床数 335 床（一般 307 床、感染床 8 床、緩和ケア 20 床）
- (3) 職員数：528 人（2019 年 4 月 1 日現在、医療職のみ） 一般病床稼働率：78.0%（2018 年度実績） 平均在院日数：9.8 日

4. 契約期間

令和 2 年 10 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日

5. 業務項目

- (1) 基準寝具・当直室寝具の賃貸借
- (2) ベビー用寝具の賃貸借
- (3) 患者用病衣の賃貸借
- (4) 当直室シーツ交換（ベッドメイキング含む）

6. 業務詳細内容

- (1) 基準寝具・当直室寝具・ベビー用寝具・患者用病衣（以下「寝具等」という。）の賃貸借について寝具等の規格・寸法については、下記を基本とした同等規格品とする。

① 貸借対象物

基準寝具A

品名	数量	使用生地	仕上げ寸法（横×縦）	摘要
掛布団	1	表地：ポリエステル 65% 綿 35%	150cm×210cm	中綿 ポリエステル 100% 1.5kg 抗菌・防臭加工
枕	1	未晒細布	35cm×45cm	パイプ 1.6kg
包布	3	純綿・細布本晒	155cm×210cm	全覆紐付
シーツ	3	綿 100%糸番手（経×緯） 20/1×20/1 平織り 21 s × 21 s タテ 60×ヨ コ 60	183cm×300cm	
枕カバー	3	純綿・細布本晒	42cm×68cm	筒袋型

当直室寝具

品名	数量	使用生地	仕上げ寸法（横×縦）	摘要
掛布団	1	表地：ポリエステル 65% 綿 35%	150cm×210cm	中綿 ポリエステル 100% 1.5kg 抗菌・防臭加工
ベッドパッド	1	T/C65/35 45s×45s タテ 120×ヨコ 66 0.8kg	100cm×210cm	キルティング 0.8kg
枕	1	未晒細布	35cm×45cm	パイプ 1.6kg
包布	3	純綿・細布本晒	155cm×210cm	全覆紐付
シーツ	3	綿 100%糸番手（経×緯） 20/1×20/1 平織り 21 s × 21 s タテ 60×ヨ コ 60	183cm×300cm	
枕カバー	3	純綿・細布本晒	42cm×68cm	筒袋型

基準寝具B

品名	数量	使用生地	仕上げ寸法（横×縦）	摘要
掛布団	1	表地：ポリエステル 65% 綿 35%	150cm×210cm	中綿 ポリエステル 100% 1.5kg 抗菌・防臭加工
マットレス	1	低反発マットレス(和室用)	100cm×210cm	
ベッドパッド	1	T/C65/35 45s×45s タテ 120×ヨコ 66 0.8kg (ソファベッド用)	100cm×210cm	キルティング 0.8kg
枕	1	未晒細布	35cm×45cm	パイプ 1.6kg
包布	3	純綿・細布本晒	160cm×220cm	全覆紐付
シーツ	3	綿 100%糸番手（経×緯） 20/1×20/1 平織り 21s×21s タテ 60×ヨ コ 60	183cm×290cm	
枕カバー	3	純綿・細布本晒	42cm×68cm	筒袋型

ベビー寝具（同等品可）

品名	数量	使用生地	仕上げ寸法	摘要
ベッドパッド	1	綿 100%	40cm×70cm	キルティング加工
掛布団	1	表地：ポリエステル 65% 綿 35%	45cm×75cm	ポリエステル 100% 1.2kg 抗菌・防臭加工
包布	1	綿 100%	50cm×80cm	全覆紐付
シーツ	1	綿 100%	60cm×92cm	平もの

患者用病衣（同等品可）

品名	規格	サイズ
一般用患者衣	T30/C70 甚平式 ポケット無	S～3L
小児用患者衣	T30/C70 小児甚平式 ポケット無	00～10 歳児
妊産婦用患者衣	マタニティ式 ポケット有	フリー

契約期間中予定数量

品名	予 定 数 量
基準寝具A	335,664
基準寝具B	1,728
ベビー用寝具	6,552
当直室用寝具	29,232
患者用病衣	146,088

契約期間中汚染予定数量

品名	予定数量
掛布団	10,548
パット	1,368
枕	6,912

契約期間中破損予定数量

品名	予定数量
掛布団	7
パット	7
枕	7
包布	7
シーツ	7
枕カバー	7

② 寝具等の管理

A) 寝具等の納品・回収・在庫管理

発注者が指定した場所にて基準寝具等を回収し、又納品を行うこと。使用済み寝具・カバー類は、速やかに回収すること。回収・納品については、基準寝具（包布、シーツ、枕カバー）、ベビー用寝具、当直用寝具は週2回以上とする。患者用病衣については、1週間に2回（7月～9月は4回）回収、納品を行うこと。ただし、新規入院患者はその都度、当直用シーツは毎日1回交換（土・日・祝日・年末年始を含む）すること。なお、回収日又は納品日が祝日又は年末年始に当たる場合は、発注者と協議のうえ、別途集配日を定めるものとする。清潔品運搬の際は、カバー付台車を用い、覆ってあること。不潔品運搬の際は、むき出しでないこと。寝具等の運搬手段については、衛生上適切な処置を講じていること。基準寝具を

病棟に納品する際には、各病棟 20 組ずつセット組みして納品すること。なお、セット組みの方法については、当院と事前に協議し決定するものとする。

B) 院内・院外での寝具等の定期及び随時クリーニング（消毒・・・血液付着等による一時洗浄含む）

洗濯・消毒等の基準及び使用する洗剤等に関しては、洗濯物の種類用途に応じ、双方協議して定めるものとするが、平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号の厚生省健康政策局指導課長からの通知文の「第 8 患者等の寝具類の洗濯の業務について」に記載された衛生基準を満たすこと。（本文に記された別添 1 の「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」を遵守すること。）

ふとん類（ベッドパット、肌布団、枕）の交換は、年 1 回行うものとする。ベビー用寝具（ベッドパット、毛布）についても同様とする。当直用寝具については、3 ヶ月に 1 回交換すること。寝具の交換次期については、協議し交換計画を事前に提出すること。感染の恐れのある洗濯物については、発注者の設備で消毒を行なうものとする。洗濯物の仕上がり等に問題がある場合、発注者と協議のうえ再度洗濯を行う。また、必要に応じ、補修等を行うものとする。

C) 院内・院外での寝具等の点検、補修、在庫管理

院内に保有する寝具等について発注者と受注者双方立会いのうえ在庫管理を行い、受注者は寝具等の不足が生じないように予備分を地下清潔リネン室に用意しておくこと。予備分の数量は発注者と受注者で協議する。なお、予備寝具の補充は毎日行うこと。

D) 不潔品の仕分け

E) 清潔品の仕分け、たたみ等

F) 各種台帳受払い伝票等の管理

G) 各部署からの臨時請求等に対する対応

③ 支払方法

支払金額は、下記の要領で計算し、出来高により支払う。

- 基準寝具は「当該月の延入院患者数」に「単価」を乗じ、消費税額を加算した金額を請求金額とする。
- ベビー用寝具は「当該月における寝具を使用した延入院患者数」に「単価」を乗じ、消費税額を加算した金額を請求金額とする。
- 当直用寝具は「当該月の使用数」に「単価」を乗じ、消費税額を加算した金額を請求金額とする。
- 患者用病衣は「当該月の病衣を使用した延入院患者数」に「単価」を乗じ、消費税額を加算した金額を請求金額とする。

④ その他

院内に保有する基準寝具類について発注者と受注者双方立会いのうえ在庫管理を行い、受注者は基準寝具の不足が生じないように予備分を地下リネン室に用意しておくこと。予備分の数量は発注者と受注者で協議する。

7. 受注者は、下記に留意するものとする。

- (1) 受注者は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添に定める衛生基準並びに本仕様書により業務を実施するものとする。
- (2) 受注者は、発注者並びに関係官庁の立入検査に応ずるものとする。
- (3) 受注者は、基準寝具等の衛生管理に注意し、取扱う従業員の健康診断を半年に1回以上行わなければならない。
- (4) 受注者は、天災、地変、人災、倒産等のため、一定期間継続して業務を行えない場合は、速やかに発注者に通知し、発注者の了解のもとに、責任をもって本契約履行のための措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、院内の清汚洗濯物を搬送するためのランドリーカートや台車を、適正な台数準備すること。
- (6) 洗濯に用いる洗剤・漂白剤及びその他の薬品はすべて品質優良なものを使用するほか、環境面にも留意を行うこと。
- (7) 発注者及び受注者は、他方に契約不履行又は詐欺、その他不正の行為があると認めたときは、締結された契約を解除することができる。ただし、解除に際し、受注者において保管している購入物品が存するときは、本仕様書による洗濯業務を履行し、受注者に返却するものとする。
- (8) 発注者及び受注者は、信義誠実をもって、この条件を履行しなければならない。この条件に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者・受注者協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、発注者の解釈によるものとする。
- (9) 発注者及び受注者は、信義誠実をもって、この条件を履行しなければならない。この条件に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者・受注者協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、発注者の解釈によるものとする。
- (10) 受注者は発注者から委託された業務について、これを第三者に委託してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- (11) 受注者は業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- (12) 受注者は業務の実施に当たり患者等第三者に損害を及ぼした場合、発注者の責に帰すべき事由によるその他の場合は、受注者は第三者に損害賠償の責を負わねばならない。
- (13) 受注者は、一般財団法人医療関連サービス振興会による医療関連サービスマークの認定事業者であること。
- (14) 受注者は、業務を開始するための準備期間中は、現状の業者より円滑な引き継ぎができるように、納品場所の切替や購入物品の引き継ぎなど適切に準備すること。
- (15) 契約期間の満了又は契約の解除等で、新たに配置される受託者と交代する場合は、業務一切の引継を必要期間内（1ヶ月以内において受託者が定める。）に、確実に行わなければならない。また、業務受託中に作成したマニュアル等の資料はすべて当院に引き渡すこと。
- (16) 本業務に係る運搬に使用する車両については、自動車 NO_x・PM 法による車種規制適合車

等を使用すること。

8. 従業員の体制

- (1) 受注者は本仕様書に記した業務を完全に履行できる知識・経験者と必要数の従業員を確保すること。
- (2) 受注者は、業務処理上の責任者を定め、常駐させるものとする
- (3) 病院への常駐時間は日曜日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (4) 日曜日・祝日・年末年始は、当直室のシーツ交換(ベッドメイキング)に必要な時間従業員を配置すること。
- (5) 受注者は、搬出・搬入に従事する従業員に対し、病院が認めた名札を着用させなければならない。
- (6) 受注者は、院内・外を問わず、洗濯、補修、運搬等に従事する従業員の健康管理に努め、労働安全衛生法に基づく健康診断を行うこと。

9. 業務遂行上の注意事項

- (1) 受注者は、病院業務の円滑な実施のため、臨時的に必要な予備の寝具類を病院と協議のうえ、必要枚数を搬入し、備えるものとする。
- (2) 受注者は、寝具類を病院で指定する場所に搬入・搬出する（病院への搬入口は 2.9m の高さ制限有）。
- (3) 受注者は、病院の業務運営に支障を来たさないよう院内・院外問わず清潔な基準寝具等の保有に努め、湿気、鼠害その他破損等については常時必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 寝具類は、常に良好な状態において使用できるように、洗濯時に点検し、破損等は補修しなければならない。
- (5) 当院は公立病院であり、業務に従事する者は、公的病院の従事者であるという精神をもって業務にあたり、誠意と奉仕の気持ちを忘れないと同時に、患者及び関係者に不潔不快の念や、患者の治療・看護並びに病院運営に支障となる行為は絶対にしてはならない。また、患者のプライバシーに十分配慮し、業務上知りえた病院及び患者の秘密を第三者にもらしてはならない。

10. 損害賠償責任

- (1) 衛生管理の欠陥により、病院または第三者に損害を与えたときは、受注者がその責を負うものとする。また、院内・院外での搬出・搬入時の傷害事故等においてもその責を負うものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、病院又は第三者に損害をおよぼした時は、病院の責に帰す理由による場合のほかは、その賠償の責を負わなければならない。
- (3) 前項を担保するため、受注者は業務の履行について損害賠償保険等必要な保険に加入し、契約締結時にその写しを病院へ提出すること。

11. 費用区分

- (1) 受注者は業務で使用する機械、器具、消耗品等を院内必要数常備すること。
- (2) 病院は受注者に以下に掲げる機器・費用等を負担する。
 - ① 本業務に関して病院内で消費される光熱水費
 - ② リネン庫、リネン庫棚
- (3) 病院が、故意または重大な過失により賃貸借物件を亡失、損傷、汚損した場合の修繕費等については、賃貸人との協議のうえ、決めるものとする。

12. 契約の解除

病院は次の各号に該当する事由が生じた場合、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約に違反し、または本契約に関し病院に著しく損害を及ぼしたとき。
- (2) 受注者が本契約を履行する見込みがないと認めたとき。

13. 受注者交代の場合の経過措置等について

- (1) 受注者は令和 2 年 9 月 30 日までの受注者（以下「旧受注者」という。）と十分に打ち合わせを行い、本契約内容の実施にあたっては、発注者の指示に従い、発注者及び患者に迷惑がかからないようにすること。また、契約終了時には同様に令和 5 年 10 月 1 日以降の受注者と十分に打合せを行い、発注者及び患者に迷惑がかからないようにすること。

14. その他

- (1) 災害時等（天災、人災とも）において、病院から緊急の対応を求められた場合は、可能な限りこれに対応するものとする。
- (2) 病院内及び病院敷地内は禁煙とする。
- (3) 受注者は委託された業務を第三者に再委託してはならない。
- (4) 受注者は業務上知りえた病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 病院は、受注者による業務遂行状況に不適切な事象を認めたときは、受注者に対し、業務に関する報告を求め、必要に応じて資料提出及び業務改善を求めることができる。
- (6) 受注者は病院が実施する消防訓練及びその他甲が必要と認めた事業に協力すること。
- (7) 受注者は病院が取り組む省エネルギー・二酸化炭素削減に協力すること。
- (8) 従事者は通勤用車両等を病院内の駐車場・駐輪場に駐車しないこと。（ただし、搬入用車両は原則 1 台として、地下駐車場から搬入できる。）

15. 疑義

本仕様書に明記されていない事項で疑義が生じた場合は、別途、協議のうえ定めるものとする。